

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 青森津軽南洋上風力発電事業計画段階環境配慮書)

- 1 事業実施想定区域周辺には住居等が多数存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価を適切な手法により行い、その結果に基づき、風力発電設備の配置等について検討すること。
- 2 事業の実施により以下の環境影響が懸念されることから、「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド(令和5年12月 環境省及び経済産業省)」に基づき、適切な環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定すること。
 - (1) 造成等の施工に伴う水の濁りによる水質への影響
 - (2) 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴い発生する水中音による海域に生息する動物への影響
 - (3) 造成等の施工による海域に生息・生育する動植物への影響
 - (4) 施設の存在に伴う利用環境の変化による出来島海水浴場や新設海浜公園等の人と自然との触れ合いの活動の場への影響
- 3 事業実施想定区域及びその周辺には、自然公園、生物多様性の観点から重要度の高い海域、海鳥の重要生息地(マリーン IBA)、重要野鳥生息地(IBA)、生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)、鳥獣保護区等が存在しており、多種多様な動植物が生息・生育している。事業の実施により、これら動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、これらの生息・生育環境の保全に十分配慮すること。
- 4 事業実施想定区域及びその周辺には、藻場が分布しており、多種多様な動植物の生息・生育環境となっていると考えられる。当該藻場のみならず、当該藻場周辺への風力発電設備の設置により、これら動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置の検討に当たっては、藻場の保全に十分配慮すること。
- 5 事業実施想定区域及びその周辺には、他事業者による既存及び計画中の風力発電事業が多数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目を環境影響評価方法書において選定すること。